

## 随意契約理由書

本工事は、西日本高速道路株式会社（以下「NEXCO西日本」という。）が管理する名神高速道路に設置されている速度違反自動取締装置の撤去を行うものである。

現在NEXCO西日本では、高速道路の耐震補強対策を進めており、道路占用許可物件についても同様に安全対策を求め、府警に対しても以前から協議していたとおり、同装置の早急な撤去を求めてきているものである。

今回NEXCO西日本がその他工事に伴う集約規制を計画しており、この規制に合わせ本装置を撤去することについて調整ができたため、撤去工を行うものであるが、付近に埋設されているNEXCO西日本の重要な通信ケーブル幹線等を損傷させることなくカメラ支柱及び高速道路本線を跨ぐ形の門型柱を撤去するためには、当該装置の構造、工事内容及び周辺埋設物等について熟知している者でなければ施工できない。

このことから本撤去工事をNEXCO西日本が計画する集中規制に合わせ安全に施工できるのは、過去に当該装置の送受信装置を落下防止の観点から先行して撤去した工事実績があり、NEXCO西日本との協議において施工に係る専門的な部分の教示も受けてきた共栄電業株式会社以外にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結することとし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものである。